

医政発 0330 第 32 号
平成 28 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

研修医のための研修施設整備事業実施要綱等の一部改正について

標記について、下記の実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

記

- 1 平成 6 年 6 月 23 日付け厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」の別紙「研修医のための研修施設整備事業実施要綱」
- 2 平成 7 年 7 月 27 日付け厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」の別紙「臨床研修病院施設整備事業実施要綱」
- 3 平成 14 年 2 月 8 日付け厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」の別紙「医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱」
- 4 平成 16 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」の別紙「臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱」

別 紙

医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、少子・高齢化社会に対応する医療提供体制の整備を図るため、臨床研修医の研修環境整備の一環として宿舎整備を行うことにより、効果的な臨床研修の実施ができる体制を整備し、医師の資質の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。

3 整備内容

臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舎の工事費